

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年8月26日

【会社名】 日本電解株式会社

【英訳名】 Nippon Denkai, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 C E O 中島 英雅

【本店の所在の場所】 茨城県筑西市下江連1226番地

【電話番号】 0296-28-5551(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 増田 信昭

【最寄りの連絡場所】 茨城県筑西市下江連1226番地

【電話番号】 0296-28-5551(代表)

【事務連絡者氏名】 経理企画部長 佐々木 智博

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 (第1回新株予約権証券)
その他の者に対する割当 20,754,000円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額
4,848,354,000円
(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	18,000個
発行価額の総額	20,754,000円
発行価格	本新株予約権1個当たり1,153円(本新株予約権の目的である株式1株当たり11.53円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2022年9月12日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	日本電解株式会社 人事総務部 茨城県筑西市下江連1226番地
払込期日	2022年9月12日(月)
割当日	2022年9月12日(月)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 本店営業部 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

(注) 1 第1回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)は、2022年8月26日(金)付の当社取締役会決議において発行を決定しております。

2 申込み及び払込みの方法は、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4 本新株予約権証券の振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,800,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2. 行使価額の修正基準 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。 3. 行使価額の修正頻度 行使の際に上記第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、当初1,610円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。 5. 割当株式数の上限 1,800,000株(2022年3月31日現在の発行済株式総数に対する割合は24.83%) 6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 2,918,754,000円(上記第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。) 7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられており、また、当社が2024年9月12日に本新株予約権の全部を取得する条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,800,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、下記第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

<p>新株予約権の行使時の 払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第2項に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初2,682円とする。但し、行使価額は下記第3項又は第4項に従い、修正又は調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正 別記「(2) 新株予約権の内容等 (注)」欄第7項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>4. 行使価額の調整 (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。))の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に基づく株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。))以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p>
----------------------------	--

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式又は新株予約権が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式又は新株予約権の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、本号により既に行使価額が調整されたものを除く。)

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記乃至の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金等による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	<p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が上記第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>4,848,354,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	2022年9月13日から2024年9月12日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 本店営業部</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2. 当社は、2024年9月12日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>3. 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>4. 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>

新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。但し、当社と株式会社SBI証券(以下「割当予定先」という。)との間で締結予定の第三者割当契約(以下「本新株予約権割当契約」という。)において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の決議による承認が必要である旨が定められる予定である。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

当社は、下記「(1) 資金調達の主な目的」に掲げた資金調達を行うために、公募増資、第三者割当増資、銀行借入、新株予約権付社債を含む様々な資金調達方法を比較検討いたしました。その結果、下記「(2) 資金調達方法の概要」及び「(3) 資金調達方法の選択理由」に記載の通り、公募増資や第三者割当増資、借入、新株予約権付社債等の各種資金調達方法には1株当たり利益の希薄化を一時に引き起こすことや財務健全性の悪化などの留意点が各々ある中で、割当予定先より提案を受けた下記「(2) 資金調達方法の概要(本スキームの商品性)」に記載のスキーム(以下「本スキーム」といいます。)は、資金需要に合わせて2年間のうちに新株が発行されることにより、下記「(3) 資金調達方法の選択理由<本資金調達方法のメリット>」に記載のメリットがあることから、下記「(3) 資金調達方法の選択理由<本資金調達方法のデメリット>」に記載の本スキームの留意点に鑑みても、本スキームによる資金調達方法が現時点における最良の選択であると判断いたしました。その判断に基づき、本新株予約権の発行による資金調達を行おうとするものです。

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、硫酸銅を主成分とする電解液から電気分解により金属銅を薄膜状に析出生成させ、加工する電解銅箔製造事業を営んでおります。

電解銅箔は、製品そのものを見かける機会はほぼありませんが、電子・電気機器には必ず使用されている重要な素材です。電子・電気機器を制御する電気信号を伝える回路基板の導体は、ほとんどが電解銅箔で形成されており、当社で製造する銅箔製品は、主としてEV(Electric Vehicle: 電気自動車)やHV(Hybrid Vehicle: 内燃機関と電動機を動力源とするハイブリッド車)に搭載されるLIB(リチウムイオン二次電池)の素材、携帯電話等の5G関連デバイスを含む電子機器に実装する回路基板の素材等に使用されております。

当社が製造販売する車載電池用銅箔は、日系大手車載用LIBメーカーを通じて、大手EVメーカーへの販路を有しており、世界的なxEV(EV、HV、PHV(Plug-in Hybrid Vehicle: 充電スタンドや家庭用電源からバッテリーに充電可能としたハイブリッド車)、マイルドHV(発電機を強化して、内燃機関の補助モーターとしても利用できるようなしたハイブリッド車)、FCV(Fuel Cell Vehicle: 水素と酸素を化学反応させ発電し電動機を動かして走る燃料電池車)等の総称)の需要拡大に伴い、今後さらに需要が増加すると見込まれております。当社グループでは、日本及び米国の車載電池用銅箔市場に特化して、今後拡大する需要を着実に取り込むことにより、中長期的に収益拡大を図るとともに、電解銅箔市場で確固たる地位を維持する方針です。

今後、車載電池用銅箔の需要拡大が見込まれるなか、当社グループの米国主要顧客への製品供給は日本からの輸出によっており、サプライチェーン混乱や地政学上の観点より、米国内にも製品供給ソースが欲しいとのご要望をお客様より頂いております。一方、米国内で車載電池用銅箔を生産供給している競合他社は現在存在しておらず、当社グループが米国内に生産拠点を整備し製品供給を開始することにより、米国市場での“先行者メリット”を獲得できると分析しております。

米国内に車載電池用銅箔生産拠点を新設する計画は2021年に当初案を発表し、準備を進めておりましたが2022年7月、より有利な立地条件を確保するため「第三部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」に記載の通り計画内容を変更し、より高いコスト競争力を備え、かつ将来の需要増加にも対応できる最新鋭の工場を建設しようとしております。

この新工場の稼働により、既存顧客への製品供給に加えて、米国の大手xEV搭載電池メーカーも顧客として獲得することに取り組みます。

当社グループは、この新工場建設への投資を通じて持続的に成長し、車載LIBとxEVの普及に寄与することにより、脱炭素社会、持続可能な社会の実現に貢献する企業として、当社グループを取り巻く皆さまから評価される企業として、価値創造を目指します。

米国新工場建設の設備投資金額は150百万米ドル(20,250百万円：1米ドル=135円00銭で換算)と見込んでおり、本新株予約権の発行及び行使により調達した約48億円を2022年9月から2025年3月にかけて、当該設備投資資金の一部として充当予定です。

当社は、中長期的な視野に立った大型の設備投資のための資金調達にあたり、各種の資金調達方法を比較検討した結果、財務基盤の充実に資するエクイティ性の資金調達と銀行借入等の手段による調達の組み合わせが適切であると判断しております。また本新株予約権の発行及び行使による資金調達金額規模は、既存株主の方々の利益(株式価値の希薄化)や株価への影響にも配慮しつつ、当社グループの安定的な財務基盤の構築に資するものと考えております。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、行使期間を2年間とする本新株予約権を、第三者割当の方法によって当社が割当予定先に対して割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資金調達及び資本増強が行われる仕組みとなっております。

本スキームにおいて発行される本新株予約権には、行使価額修正条項が付されており、行使価額が株価に応じて修正される仕組みとなっております。これにより、株価が上昇した場合に、行使価額も同様に上方に修正されることから資金調達金額が増加することになります。他方で、株価下落時であっても、株価が下限行使価額を上回っている限り、行使価額も同様に下方に修正されることにより、本新株予約権者による本新株予約権の行使が期待できることから、資金調達の蓋然性を高めることが可能となっております。さらに、交付される株式数が一定であること、本新株予約権行使時の行使価額は行使請求がなされた日の直前取引日における終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される設計となっていること、下限行使価額が発行決議日前取引日の終値の60%に相当する金額に設定されていること等により株価及び1株当たり利益の希薄化に対する影響に配慮することができるものとなっております。これらの点を勘案し、上記の通り本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたしました。

(本スキームの商品性)

スキームの特徴

< 行使価額修正条項 >

本新株予約権の行使価額は、当初2,682円ですが、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める各修正日以降、当該修正日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合に、当該価額に修正されます。このように時価に基づき行使価額が修正される設計としたのは、株価上昇局面において、行使価額も同様に上方に修正されることから、調達資金の増大が期待できるからです。また、その後株価が下落した場合であっても、当社の株価が下限行使価額を一定以上上回っている限り、本新株予約権者による本新株予約権の行使が期待できます。

< 下限行使価額の水準 >

本新株予約権の下限行使価額は1,610円であり、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。

本新株予約権の行使要請及び行使要請の撤回

当社は、本新株予約権割当契約に基づき、当社の成長戦略に向けて資金調達を優先する必要があると判断した場合等、その裁量により、本新株予約権につき、行使の要請(以下「行使要請」といいます。)をすることができます。行使要請の期間は当社の裁量により決定することができ、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面により行使要請に係る通知を行います。1回の行使要請において、原則、対象の新株予約権は100個以上、行使要請期間は20取引日以上となります。割当予定先は、かかる行使要請を受けた場合、本新株予約権割当契約に従い、行使要請期間において、行使要請個数の全てにつき、本新株予約権を行使するよう努力する義務を負います。また、当社は、行使要請を将来に向かって撤回することができます。行使要請の撤回は、当社の裁量により決定することができ、行使要請の撤回に際して、当社は割当予定先に対し、失効日から遡って2取引日前までに書面により行使要請の撤回に係る通知を行います。

当社は、上記の行使要請期間の通知又は行使要請の撤回に係る通知を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

本新株予約権の取得に係る請求

当社が吸収分割又は新設分割(当社が分割会社となる場合に限る。)につき、当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、割当予定先は、本新株予約権割当契約に従い、当該承認決議の日から当該吸収分割又は新設分割の効力発生日の15取引日(但し、当該請求の日から15取引日目の日が行使可能期間の最終日以降の日である場合には、行使可能期間の最終日とする。)(当日を含む。)前までに、当社に通知を行うことにより、本新株予約権1個当たりの払込金額にて本新株予約権の取得を請求することができます。

上記請求がなされた場合、当社は、当該請求の日から15取引日目の日(但し、当該請求の日から15取引日目の日が行使可能期間の最終日以降の日である場合には、行使可能期間の最終日とする。)において、残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個当たりの払込金額にて、売買により取得するものとします。

また、本新株予約権割当契約に従い、割当予定先は2024年8月13日以降2024年9月11日までの期間、事前に当社に対して通知を行うことにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、当該時点で残存する本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、原則として当該請求の日から5取引日目の日に当該本新株予約権を取得するものとします。

当社による本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除きます。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。また、当社は、組織再編行為につき当社株主総会で承認決議した場合(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除きます。)の保有する本新株予約権の全部を取得するものとします。さらに、当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除きます。)の保有する本新株予約権の全部を取得するものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除きます。)の保有する本新株予約権の全部を取得するものとします。

本新株予約権の譲渡

本新株予約権割当契約に基づいて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、本新株予約権が譲渡された場合でも、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

(3) 資金調達方法の選択理由

当社は、本新株予約権の発行による資金調達方法を選択するにあたり、既存株主の利益に配慮し当社株式の急速な希薄化の抑制、株価への影響の軽減とともに、資本政策の変更が必要となった場合の柔軟性を確保すること、財務基盤の充実が可能であることを重視しつつ、多様な資金調達方法の比較検討を行いました。

その結果、以下に記載した<本資金調達方法のメリット>、<本資金調達方法のデメリット>及び<他の資金調達方法との比較>を踏まえ、急激な希薄化を抑制するとともに、既存株主の利益に配慮しつつ、自己資本の充実が可能となる、本新株予約権による資金調達が、現時点における最良の選択であると判断いたしました。

<本資金調達方法のメリット>**過度な希薄化の抑制が可能なこと**

本新株予約権の目的である当社普通株式数は1,800,000株で固定されており、最大交付株式数が限定されております(但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります。)。そのため、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません。また、本新株予約権の下限行使価額を1,610円(但し、本新株予約権の下限行使価額については上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整されるものとします。)に設定することにより、経済的な意味における希薄化についても一定限度を超えて発生しない設計となっております。

株価への影響の軽減を図っていること

本新株予約権の行使価額は各修正日の直前取引日の終値を基準として修正される仕組みとなっておりますが、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、さらなる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。

一方で、株価が下限行使価額を上回る水準にある局面において、当社の成長戦略に向けて資金調達を優先する必要があると当社が判断した場合等は、割当予定先に対して行使要請を行うことで本新株予約権の行使による資金調達の促進を図ることが可能になります。

将来的な株価上昇の場合、希薄化を軽減できること

本新株予約権には上限行使価額が設定されていないことから、株価が上昇した場合、修正日以降の行使価額も対応して上昇します。また、株価が上昇し、少ない行使数でも当社が必要とする金額を調達できた場合には、取得条項を行使することによって、既存株主にとっての希薄化を抑制することも可能な設計となっております。

資本政策の柔軟性が確保されていること

当社の資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により残存する本新株予約権の全部を取得することができることから、資本政策の柔軟性を確保することができます。

なお、本新株予約権には下記のデメリットが存在しますが、上記のメリットは、当社にとって下記のデメリットを上回る優位性があるものと考えております。

<本資金調達方法のデメリット>

本新株予約権割当契約において、割当予定先は、行使要請に基づく本新株予約権の行使に関する努力義務等が規定されるものの、本新株予約権の下限行使価額は1,610円(但し、本新株予約権の下限行使価額については上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整されるものとします。)に設定されており、株価水準によっては、割当予定先による行使がなされず資金調達ができない可能性があります。

本新株予約権の行使価額は下方にも修正されるため、発行後の株価水準によっては、本新株予約権による調達額が予定額を下回る可能性があります。

当社の株式の流動性が減少した場合には、資金調達完了までに時間がかかる可能性があります。

上記及びのように調達額が予定額を下回る場合や、上記のように資金調達完了までに時間を要する場合には、「2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」記載の資金使途に適時に充当できない可能性や、当社の経営戦略に影響を及ぼす可能性があります。

本新株予約権割当契約において、当社は、同契約締結日からその180日後の日までの期間において、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならないこととされているため、資金調達方法について制約を受けることとなります。但し、当社及びその関係会社の役員及び従業員を対象として新株予約権又は譲渡制限付株式報酬制度に基づき株式を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、並びに当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合等の一定の場合を除きます。

本新株予約権の行使期間において、本新株予約権の行使により交付される株式数に応じて株式価値の希薄化が発生します。

また、当社は、資金調達方法として本新株予約権を選択するにあたり、下記の通り、他の資金調達手法との比較検討も行い、その結果、本新株予約権による資金調達が現時点において当社にとって最良の選択であると判断いたしました。

<他の資金調達方法との比較>

- 1) 公募増資により一度に全株を発行する場合には、一時に全額の資金調達を実現可能な反面、1株当たりの利益の希薄化もその全額につき一時に発生するため、株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。
- 2) 第三者割当増資により一度に株式を発行する場合には、一時に全額の資金調達を実現可能な反面、1株当たりの利益の希薄化もその全額につき一時に発生するため、株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。また、現時点では当社として株式を割当てるに値する適当な割当先が存在しません。

- 3) 株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、調達額が割当先である既存投資家の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた調達が不確定であるため、今回の資金調達方法として適切でないものと考えております。
 - 4) 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて変動するという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方向修正がなされた場合には潜在株式数が増加するために、株価への影響が想定以上に大きくなるおそれがあり、今回の資金調達方法として適切でないものと考えております。
 - 5) 行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時に行使価額が上方修正されないため調達額の増加メリットを当社が享受できず、一方で行使価額の下方向修正がなされないことから株価下落時における行使の柔軟性に欠け資金調達が困難となりやすいデメリットを持ちますので、当社のニーズに適した資金調達方法ではないものと考えております。
 - 6) 株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達方法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、株主割当増資と同様に、既存株主の応募率及び資金調達の実効性が非常に不透明である他、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できません。以上から、今回の資金調達方法として適切でないものと考えております。
 - 7) 銀行借入のみによる資金調達は、当社の2022年3月期末時点において長・短期の借入金及びリース債務の合計(連結ベース)が8,866百万円(有利子負債比率49.2%)である状況に鑑みると、自己資本比率をはじめ財務健全性の低下につながるため、財務基盤の充実に資するエクイティ性資金の調達と、銀行借入等の手段による調達との組み合わせが適切と判断しております。
2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
 3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本書による届出の効力発生後、上記「(2) 資金調達方法の概要(本スキームの商品性)」、及び に記載の内容に加え、以下の内容について合意する予定です。
- <ロックアップ>
- 当社は、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付を除き、本新株予約権割当契約締結日以降、本新株予約権が残存する限り、割当先の事前の書面による同意を受けることなく、本新株予約権割当契約締結日からその180日後の日までの期間において、当社の株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券(以下「本証券」と総称します。)の発行を行わないものとし、但し、以下の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。
- 当社及びその関係会社の役員及び従業員を対象として新株予約権又は譲渡制限付株式報酬制度に基づき株式を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合
本新株予約権割当契約締結日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合
当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対して本証券を発行する場合
会社法第183条の規定に基づく株式分割又は会社法第185条の規定に基づく株式無償割当てに伴い当社の株式を交付する場合
- <割当予定先による行使制限措置>
- 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、暦月の1ヶ月間において割当日の上場株式数の10%を超える行使を行わないこと(当社が本新株予約権とは別のMSCB等で当該MSCB等に係る新株予約権等の行使請求期間が本新株予約権と重複するものを発行する場合には、暦月の1ヶ月間において本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の数の合計を計算するにあたって、同じ暦月において当該MSCB等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる当社普通株式の数も合算するものとする。)について、本新株予約権の割当予定先による行使を制限するよう措置を講じる予定です。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項はありません。
6. その他投資者の保護を図るため必要な事項
本新株予約権割当契約において、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとする旨が定められる予定です。なお、本新株予約権が譲渡された場合でも、本新株予約権割当契約に定められた割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれます。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。
8. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。
9. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しません。
10. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,848,354,000	25,000,000	4,823,354,000

- (注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額(20,754,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(4,827,600,000円)を合算した金額です。
- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合にも、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
- 3 発行諸費用の概算額は、弁護士費用(約5百万円)、本新株予約権の価値算定費用(約2百万円)、有価証券届出書作成費用及び払込取扱銀行手数料等(約2百万円)、登記費用(登録免許税を含む)等その他諸費用(約16百万円)の合計額です。
- 4 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する差引手取概算額は合計4,823百万円となる予定であり、具体的には次の使途に充当する予定です。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
米国子会社Denkai America Inc.への投融資資金 (米国子会社における新工場建設資金)	4,823	2022年9月～ 2025年3月
合計	4,823	

- (注) 1 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、本新株予約権の発行と並行して、銀行借入等の手段による調達を計画中であり、本件以外の方法による資金調達とあわせて、必要資金を賄う計画です。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができた場合には、かかる超過分を米国子会社への投融資資金(米国子会社における新工場建設資金)に追加充当する方針です。
- 2 当社は、本新株予約権の払込により調達した資金を速やかに支出する計画ですが、支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定です。

投融資先である子会社Denkai America Inc.の概要、資金使途の詳細は以下の通りです。

<子会社Denkai America Inc.の概要>

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
Denkai America Inc.	アメリカ合衆国 サウスカロライナ州	3,067 千米ドル	電解銅箔製 造事業 (注)1	100.0	役員の派遣1名、 役員の兼務5名 (うち当社従業員 2名)

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
- 2 2022年3月期における主要な損益等は下表の通りです。

売上高	5,276,885千円
経常利益	110,314千円
当期純利益	17,258千円
純資産額	3,172,898千円
総資産額	7,506,618千円

< 資金使途の詳細(米国子会社における新工場建設資金) >

自動車のパワートレイン電動化は、世界各国の環境政策が後押しする形となり今後も着実に進むと見込まれます。また、世界的なxEVの需要拡大に伴い、車載電池用銅箔の需要も増加すると予測されております。当社グループでは日本及び米国の車載電池用銅箔市場に焦点を当て、今後拡大する需要を着実に取り込むことにより、中長期的に収益拡大を図るとともに、電解銅箔市場において確固たる地位を維持する方針です。

今後、車載電池用銅箔の需要拡大が見込まれるなか、当社グループの米国主要顧客への製品供給は日本からの輸出によっており、サプライチェーン混乱や地政学上の観点より、米国内にも製品供給ソースが欲しいとのご要望をお客様より頂いております。一方、米国内で車載電池用銅箔を生産供給している競合他社は現在存在しておらず、当社グループが米国内に生産拠点を整備し製品供給を開始することにより、米国市場での“先行者メリット”を獲得できると分析しております。

米国内に車載電池用銅箔生産拠点を新設する計画は2021年に当初案を発表し、準備を進めておりましたが2022年7月、より有利な立地条件を確保するため「第三部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」に記載の通り計画内容を変更し、より高いコスト競争力を備え、かつ将来の需要増加にも対応できる最新鋭の工場を建設しようとしております。

なお、米国新工場建設に関する当初計画と本日(2022年8月26日)時点における計画を比較しますと下表の通りです。

(当初計画からの変更箇所に下線 を付して表示しております)

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着工 年月	完成 予定 年月	完成後 の増加 能力
		総額 (百万円)	既検収額 (百万円)				
(当初計画) Camden Factory (米国サウス カロライナ州)	車載電池用 銅箔生産設備	<u>15,000</u>		未定	<u>2022年</u> 夏	<u>2024年</u> 春	約9,000t /年
(計画変更後) Augusta Factory (米国ジョージア州) (注) 1	車載電池用 銅箔生産設備	<u>20,250</u> (注) 2		増資資金 及び借入金	<u>2022年</u> 9月 (注) 3	<u>2024年</u> 夏 (注) 3	約9,500t /年 (注) 4

(注) 1 工場建設予定地を、米国サウスカロライナ州より米国ジョージア州に変更しております。

2 投資予定額を、15,000百万円より20,250百万円(150百万米ドル：1米ドル=135円00銭で換算)に変更しております。

3 着工年月、完成予定年月は、最近時点での工事計画にもとづく年月を記載しております。

4 完成後の増加能力を、約9,000t/年より約9,500t/年に変更しております。

この新工場の稼働により、既存顧客への製品供給に加えて、米国の大手xEV搭載電池メーカーも顧客として獲得することに取り組みます。

当社グループは、この新工場建設への投資を通じて持続的に成長し、車載LIBとxEVの普及に寄与することにより、脱炭素社会、持続可能な社会の実現に貢献する企業として、当社グループを取り巻く皆さまから評価される企業として、価値創造を目指します。

米国新工場建設にかかる設備投資金額は150百万米ドル(20,250百万円：1米ドル=135円00銭で換算)と見込んでおり、本新株予約権の発行及び行使により調達した約48億円を2022年9月から2025年3月にかけて、当該設備投資資金の一部として充当予定です。また、本新株予約権の発行及び行使による調達と並行して、銀行借入等の手段による調達も計画しており、本件以外の方法による資金調達とあわせて、必要資金を賄う計画です。

当社は、中長期的な視野に立った大型設備投資のための資金調達にあたり、各種資金調達方法を比較検討した結果、財務基盤の充実に資するエクイティ性の資金調達と、銀行借入等の手段による調達との組み合わせが適切であると判断しております。また本新株予約権の発行及び行使による資金調達金額規模は、既存株主の方々の利益(株式価値の希薄化)や株価への影響にも配慮しつつ、当社グループの安定的な財務基盤の構築に資するものと考えております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、別途時点を明記していない限り本届出書提出日現在におけるものです。

a . 割当予定先の概要	名称	株式会社 S B I 証券
	本店の所在地	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
	直近の有価証券報告書の提出日	有価証券報告書 事業年度 第80期 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日) 2022年 6月 30日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第81期 (自 2022年 4月 1日 至 2022年 6月 30日) 2022年 8月 15日 関東財務局長に提出
b . 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	割当予定先は、2022年 3月 31日 現在、当社の普通株式を 21,400株 保有しております。 当社は割当予定先の株式を保有しておりません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

c . 割当予定先の選定理由

当社は、今回の資金調達にあたり、割当予定先である株式会社 S B I 証券を含む複数の証券会社及び金融機関に相談し、資金調達方法の説明や提案を受け、当該提案の内容を含め、公募増資、MSCB、金融機関からの借入等の各資金調達方法について、「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等(注)」欄に記載の通り検討いたしました。その結果として、当社は、割当予定先より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、当社の株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら成長のための必要資金を調達できるという点並びに当社の事業及び事業環境の進展による当社株価の上昇に伴い徐々に資金調達ができる点において当社のニーズに最も合致すると判断しました。

当社は、割当予定先が当社のニーズに最も合致する資金調達方法を提案したことに加え、同社が同種のファイナンスにおいて実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できることから、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である割当予定先による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けつつ募集が行われるものです。

d . 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は1,800,000株です。

e. 株券等の保有方針

割当予定先と締結する本新株予約権割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められております。割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要し、譲受人は割当予定先の本新株予約権割当契約の契約上の地位及びこれに基づく権利義務を承継するものとしております。また、当社は、取締役会での承認を行う前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力等でないことの確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の保有方針を確認する方針です。加えて、当社取締役会において本新株予約権の譲渡が承認された場合には、当該内容を開示いたします。なお、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の口頭による報告を当社が割当予定先より受けております。

また、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、割当予定先と締結する本新株予約権割当契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等(同規則に定める意味を有します。以下同じです。)の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置(割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。)を講じる予定です。

f. 払込に要する資金等の状況

当社は割当予定先より、本新株予約権の発行価額の総額の払込及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、割当予定先の親会社であるSBIホールディングス株式会社の2022年3月期有価証券報告書(2022年7月27日提出)及び割当予定先の2022年3月期有価証券報告書(2022年6月30日提出)に掲げられている連結貸借対照表より、割当予定先における十分な現金及び預金(株式会社SBI証券:514,317百万円)、及びその親会社における十分な現金及び現金同等物(SBIホールディングス株式会社:2,499,370百万円)の存在を確認できたことに加えて、割当予定先が2022年8月15日付で関東財務局長宛に提出した第81期第1四半期報告書に掲げられている連結貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることが確認できる状況より、当社としてかかる払込に支障はないものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者です。また、割当予定先は金融商品取引業者として登録済(登録番号:関東財務局長(金商)第44号)であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服するとともに、その業務に関連する国内の自主規制機関(日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会)に所属し、その規則の適用を受けております。

また、割当予定先の完全親会社であるSBIホールディングス株式会社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(最終更新日、2022年7月27日)において「SBIグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言するとともに、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との情報交換を行う等、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。」としております。

さらに当社は、割当予定先の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されます。但し、この定めは、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳・山本 顕三、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、行使価額の修正がなされる可能性があること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権割当契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しております。また、当該算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価(2,682円)、ボラティリティ(73%)、予定配当額(0円/株)、無リスク利率(0.1%)等について一定の前提を置いた上で、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件を設定しております。当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額(1,153円)を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の1,153円とし、本新株予約権の行使価額は当初2,682円(2022年8月25日の終値)としました。また、本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て10%としました。

本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額とされているため、本新株予約権の発行価格は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査等委員会より2022年8月25日付で、会社法上の職責に基づき、本新株予約権の発行条件に関する本件取締役会の議案及び当該議案の説明資料をもとに監査を行い、その結果、以下の各点を確認し、これらの点を総合的に見て、本新株予約権の発行条件に関する取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

- () 本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識や経験が必要であると考えられ、株式会社赤坂国際会計は、かかる専門知識、経験を有すると認められること
- () 株式会社赤坂国際会計と当社との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているものでもないため、当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること
- () 当社取締役がそのような株式会社赤坂国際会計に対し、本新株予約権の価値評価を依頼していること
- () 株式会社赤坂国際会計から当社実務担当者及び監査等委員への具体的な説明が行われており、そのうえで、本新株予約権に関する「評価報告書」が提出されると認められること
- () 本新株予約権の発行に係る議案を付議する取締役会において、株式会社赤坂国際会計の「評価報告書」を参考にしつつ具体的な検討が行われると認められること

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数の総数は最大1,800,000株(議決権18,000個相当)であり、2022年3月31日現在の当社発行済株式総数7,250,000株(総議決権数72,383個)に対して最大24.83%(総議決権数に対し最大24.87%)の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、当該資金調達により、上記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載の使途に充当することで、一層の事業拡大、収益力の向上及び財務体質の強化を図ることが可能となり、結果として当社グループの中長期的な収益力向上及び企業価値向上に寄与するものであると考えていることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、1)本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数の総数最大1,800,000株に対し、当社普通株式の過去

6ヶ月間における1日当たり平均出来高は214,772株であり、一定の流動性を有していること、かつ2)当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	21,400	0.30	1,821,400	20.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	413,100	5.71	413,100	4.57
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	303,300	4.19	303,300	3.36
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	135,000	1.87	135,000	1.49
貝塚 照雄	茨城県かすみがうら市	103,000	1.42	103,000	1.14
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NORWAY (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	78,400	1.08	78,400	0.87
徳岡工業株式会社	京都府亀岡市宮前町宮川奥 小谷8番地	72,000	0.99	72,000	0.80
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目3番1号	71,300	0.99	71,300	0.79
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDUCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	60,000	0.83	60,000	0.66
野村證券株式会社 (常任代理人 株式会社三井 住友銀行)	東京都中央区日本橋1丁目13番1号 (東京都千代田区丸の内1丁目1番2号)	56,636	0.78	56,636	0.63
計		1,314,136	18.15	3,114,136	34.45

(注) 1 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2022年3月31日現在の株主名簿上の株式数及び総議決権数(72,383個)を基準としております。

2 「割当後の所有株式数」は、割当前の「所有株式数」に、各株主に対して割り当てられる本新株予約権の目的である株式の数を加えた株式数を記載しております。

3 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数(72,383個)に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数(18,000個)を加えた数(90,383個)で除して算出しております。

4 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

5 株式会社SBI証券の「割当後の所有株式数」は、株式会社SBI証券が、本新株予約権を行使した場合に交付される当社株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。株式会社SBI証券は、本新株予約権を行使した場合に交付される当社株式の保有方針として、長期間保有する意思を表明しておりません。

6 上記信託銀行の所有株式数には、信託業務に係る保有分を含んでおります。

- 7 2022年8月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、アセットマネジメントOne株式会社及びその共同保有者であるみずほ証券株式会社及び米国みずほ証券(Mizuho Securities USA LLC)が2022年7月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下の通りです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	464,100	6.40
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	99,200	1.37
米国みずほ証券	1271 Avenue of the Americas, New York, NY 10020, U.S.A.	0	0.00

- 8 2022年8月25日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、テックス・テクノロジー株式会社が2022年8月24日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下の通りです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
テックス・テクノロジー株式会社	東京都千代田区神田和泉町1丁目1番16号	798,100	11.01

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第6期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)2022年6月29日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第7期第1四半期(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)2022年8月10日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2022年8月26日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を2022年6月30日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2022年8月26日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、臨時報告書を2022年8月25日に関東財務局長に提出

5 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を2022年8月19日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記参照書類としての有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1)重要な設備の新設等」において、2022年7月20日付で米国新工場の建設予定地や、設備投資金額等の変更が生じております。本届出書提出日(2022年8月26日)現在における設備計画は下表の通りです。

(当初計画からの変更箇所を下線____を付して表示しております)

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着工 年月	完成 予定 年月	完成後 の増加 能力
			総額 (百万円)	既検収額 (百万円)				
Denkai America Inc.	Camden Factory (米国サウス カロライナ州)	車載電池用 銅箔生産設備	2,800	1,760	借入金	2022年 3月	2023年 夏	(注) 1
Denkai America Inc.	Augusta Factory (<u>米国ジョージア 州</u>) (注) 2	車載電池用 銅箔生産設備	<u>20,250</u> (注) 3		<u>増資資金 及び借入金</u> (注) 4	2022年 <u>9月</u> (注) 5	<u>2024年</u> <u>夏</u> (注) 5	<u>約9,500t</u> <u>/年</u> (注) 6

(注) 1 現有施設の改造であり、製品生産能力の増加は見込んでおりません。

2 工場建設予定地を、米国サウスカロライナ州より米国ジョージア州に変更しております。

3 投資予定額を、当初計画の15,000百万円より20,250百万円(150百万米ドル：1米ドル=135円00銭で換算)に変更しております。

4 資金調達方法を未定としておりましたが、今般の決定内容にもとづき記載しております。

5 着工年月、完成予定年月は、最近時点での工事計画にもとづき年月を記載しております。

6 完成後の増加能力を、約9,000t/年より約9,500t/年に変更しております。

なお、上記参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本届出書提出日(2022年8月26日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本届出書提出日(2022年8月26日)現在において、上記以外に、新たに記載すべき将来に関する事項はないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

日本電解株式会社 本店
(茨城県筑西市下江連1226番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。